

平成26年第11回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日時 平成26年11月4日(火) 午後15時00分～15時30分
3・場所 有田町庁舎 第4・5 会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(1件)
その他 議案第3号 下限面積(別段面積)の設定について
農地パトロールについて

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第11回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。今年の稲刈りもほぼ終わりに近付いているようです。残っているのは、餅若しくは酒米関係の品種と思います。収穫について話を聞くと、良い人と悪い人と両端に分かれているようです。さらに、価格が低迷してます。今年の水稲の収穫直前に、去年の古米が放出されたことが原因で、新米の価格が低迷しているようです。その点が心配です。

今秋には、農地パトロールを予定しており、事務局からも、11月一杯での終了を依頼されているようです。荒廃地の調査であり、足元が悪いようですので、充分注意して事故が無いように調査をお願いします。

守るべき農地を確定する下調査となりますので、委員さん方も底を踏まえての調査、宜しくお願いします。

本日の議案は少ないようですが、その他の項で農地パトロールがあります。日程調整等に総会后時間を割かなければなりませんので、宜しくお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、9番(藤)・10番(円田)委員をお願いします。

○議長

日程第二 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1番ですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請は、共立病院から有田地区を繋ぐ県道整備工事に伴い、現在の宅地が県道用地となるため、代替の宅地として計画されています。資料のページ 2 をご覧ください。緑で着色した部分①から③までが、今回既に県道用地として収用され、分筆まで完了しています。現在の宅地の残部分が青色着色部分の④から⑥までです。今回取得される農地が、朱色の⑦から⑨までとなります。④から⑨までの合憲面積は、現在の面積とほぼ変わらない面積(869.63 m²)となります。農家住宅での要件も満たしております。また、関係区及び附近の耕作者の同意も得られております。

排水計画についても、合併浄化槽から道路側溝への排水を計画されており、許可することに問題は無いと思われまます。

○事務局

補足説明を致します。県道は、伊万里有田共立病院から続く伊万里有田線です。二ノ瀬の国道からMRを抜けた地点から、大木宿の竜王橋までの約1.7kmの工事を行い、旧有田町から共立病院までのアクセス改良を目的としています。有田町としても、重要な路線として協力しています。二ノ瀬・牧地区の用地交渉も終わり、〇〇さんの養豚場では有田川の護岸を西にずらして路線計画をされています。地権者の2名は親子関係ですので、実際は2件となります。計画では、自宅裏の土地を買収し、曳家により玄関前の苗床等の土地確保を目的とされています。

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○5番

対象農地は、〇〇地区です。現地を確認しましたが、排水等に影響はなく問題ないようです。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第5条の申請1番について許可することに、賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第5条の申請1番は、許可相当として、県知事に意見書を提出いたします。続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

第2号第1番の資料をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料の朗読～

以上の計画要請内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手を持って質問してください。

○議長

採決に移ります。議案第2号について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に農地利用集積計画を作成するよう要請することと致します。

続きまして、議案第3号 下限面積(別段面積)についてを、議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料により説明～

○議長

説明が終わりました。只今の説明ですが、農家として所有すべき最低面積が各市町村農業委員会で決定するという事です。現在の有田町の基準では、50a です。それを今まで通りか上下させるかの話です。但し、条件があり、別段面積を定めるとそれ以下の耕作面積の人数が全体の40%以下にならなければなりません。佐賀県で別途下限面積を設定してある所は、みかん畑等で水田が少ないためのようです。質問のある方は、挙手を持って質問してください。

○議長

質問がないようですので、採決に移ります。

まず、現状で良いか、改正するかで一度決を取ります。その後、改正なら、いくらにするかで再度決を取ります。

別段面積について、今のままで良いという方の挙手をお願いします。

全員賛成により、下限面積は現状のままで決定致します。

○議 長

本日の協議事項は全て終了しましたが、事務局より他に何かありますか？

○事務局

本日までに、有田地区で2日・曲川地区で1日農地パトロールを実施していただいておりますが、昨年より精度を上げて回って頂いており、時間もかなり要している状況です。

つきましては、農地パトロールについては、11月又は12月初旬までを目途と考えておりますので、今後の日程について、総会終了後、再度決定して頂ければと思います。

また、11月30日に、第2回目の「食と農業まつり」を開催します。今月の有田町広報に合わせて、各戸に案内チラシを配布しています。その右隅には抽選券も付けております。是非、農業委員の皆様にもご参加頂きたいと思っております。

○議 長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

平成二十六年第11回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は十二月一日(月)の予定です。

総会 15時30分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 9番

署 名 10番

書 記 木寺 正文